

## 監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年11月1日

桑名市監査委員

藤 本 直 記  
日 佐 龍 雄  
太 田 誠

令和5年度  
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

# 目 次

## 1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所 .....	1
(2) 監査の方法 .....	1
(3) 監査の主眼 .....	1
(4) 監査の結果 .....	1
(5) 意見・要望 .....	2

## 2. 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所 .....	2
(2) 監査対象指定管理料の明細 .....	2
(3) 監査の方法 .....	3
(4) 監査の主眼 .....	3
(5) 監査の結果 .....	3
(6) 意見・要望 .....	3

## 令和5年度定期監査等結果報告書

### 1. 定期監査

#### (1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和5年5月9日	長島地区市民センター（長島まちづくり拠点施設）	同左
6月6日	多度中小学校、多度東小学校、深谷小学校、 明正中学校、日進小学校	同左
6月7日	大山田北小学校（光陵幼稚園）、大山田南小学校 城東小学校、光風中学校	同左

\*上記以外の地区市民センター、幼稚園、小学校、中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

#### (2) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和4年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行うとともに、所長・学校長等から主な事務や事業について、概要の説明及び過去の指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

#### (3) 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が、合理的かつ効率的に行われ、法令や例規等の定めるところに従って適正に行われているか。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況を重点項目とした。

#### (4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等と照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

## (5) 意見・要望

### (長島地区市民センター)

- ・現金出納簿と支払関係書類で整合のとれていないものが複数見受けられた。整合性確保を図るべくチェック体制の強化に努められたい。
- ・収納金額の根拠となる支払関係書類については、入力誤りや紛失のリスク回避に向けた整理・保管方法に見直されたい。

### (長島まちづくり拠点施設)

- ・特に指摘する事項は認められない。引続き適正な事務の執行に取り組まされたい。

### (市立小学校・中学校・幼稚園)

- ・現金取扱事務のリスクを低減させるため、準公金においても現金出納簿を備え付けることで、通帳残高との整合性を確保されたい。

### (教育委員会事務局)

- ・多くの学校・園において「桑名市公金等取扱基本マニュアル」に準じた取り扱いがなされているものの、一部で現金出納簿が整備されていない事例が見受けられた。適正な事務処理の統一を図るため、定期的に指導・助言に努められたい。
- ・補助金等交付事務において、分割発注が疑われる事例や、交付に係る書類の不備など改善すべき事項が見受けられたため、事務処理の内容を整理し適正に指導されたい。

## 2. 公の施設の指定管理者監査

### (1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和5年7月7日	特定非営利活動法人 赤須賀まちづくり推進協会	桑名市城東地区複合施設 (はまぐりプラザ)

### (2) 監査対象指定管理料の明細

公の施設名	令和4年度 指定管理料
桑名市城東地区複合施設 (桑名市漁業交流センター)	9,903,000円
桑名市城東地区複合施設 (桑名市城東まちづくり拠点施設)	8,128,000円
合 計	18,031,000円

### (3) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和4年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書や関係書類に基づき、当該指定管理料に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

### (4) 監査の主眼

市が公の施設の管理を行わせている指定管理者に対し、当該指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼とした。

### (5) 監査の結果

令和4年度に市が指定管理料を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

### (6) 意見・要望

#### (特定非営利活動法人赤須賀まちづくり推進協会)

- ・ 契約事務について、基本的な事務処理手順の誤りが見受けられたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### (農林水産課、地域コミュニティ課)

- ・ 指定管理料の充当先が不明瞭であるため、充当先を明確にするよう指導されるとともに、適切な運用がなされているかについて定期的に確認をされたい
- ・ 委託業務を適正かつ効果的に実施するため、団体と協議を行い、契約事務について適切な処理が行われるよう指導・助言に努められたい